

規格・基準等の事前意図公告

〔 貿易の技術的障害に関する協定 2.9.1 及び 5.6.1 に基づく公告です。〕

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示 の制定について

下記のとおり、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示の制定を行う予定ですので、お知らせします。ご意見のある場合には、下記の要領でご提出ください。

記

1. 件 名 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示の制定について
2. 対 象 品 目 自動車(関税番号 87.01～87.04、87.11、87.13 及び 87.16)
3. 趣旨及び目的 自動車運行装置に係る保安基準について、走行環境条件を満たさなくなる場合又は自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合に、自動運行装置により車両を安全に停止することを求める等、運転者が不在となる場合を想定した規定の整備を行うほか、国連協定規則第 157 号の適用を受けない自動車に備え付けられる作動状態記録装置について、当該協定規則の要件に準じ、車線変更に関するデータを記録項目に追加すること等を定める。
4. 施 行 予 定 日 2023 年 1 月頃
5. 意 見 提 出 先 国土交通省自動車局車両基準・国際課
東京都千代田区霞が関 2-1-3 (〒100-8918)
電話 03-5253-8111 : 内線 42535 (車両基準・国際課)
FAX 03-5253-1639 (車両基準・国際課)
6. 意見提出期限 通報開始日より 60 日後